

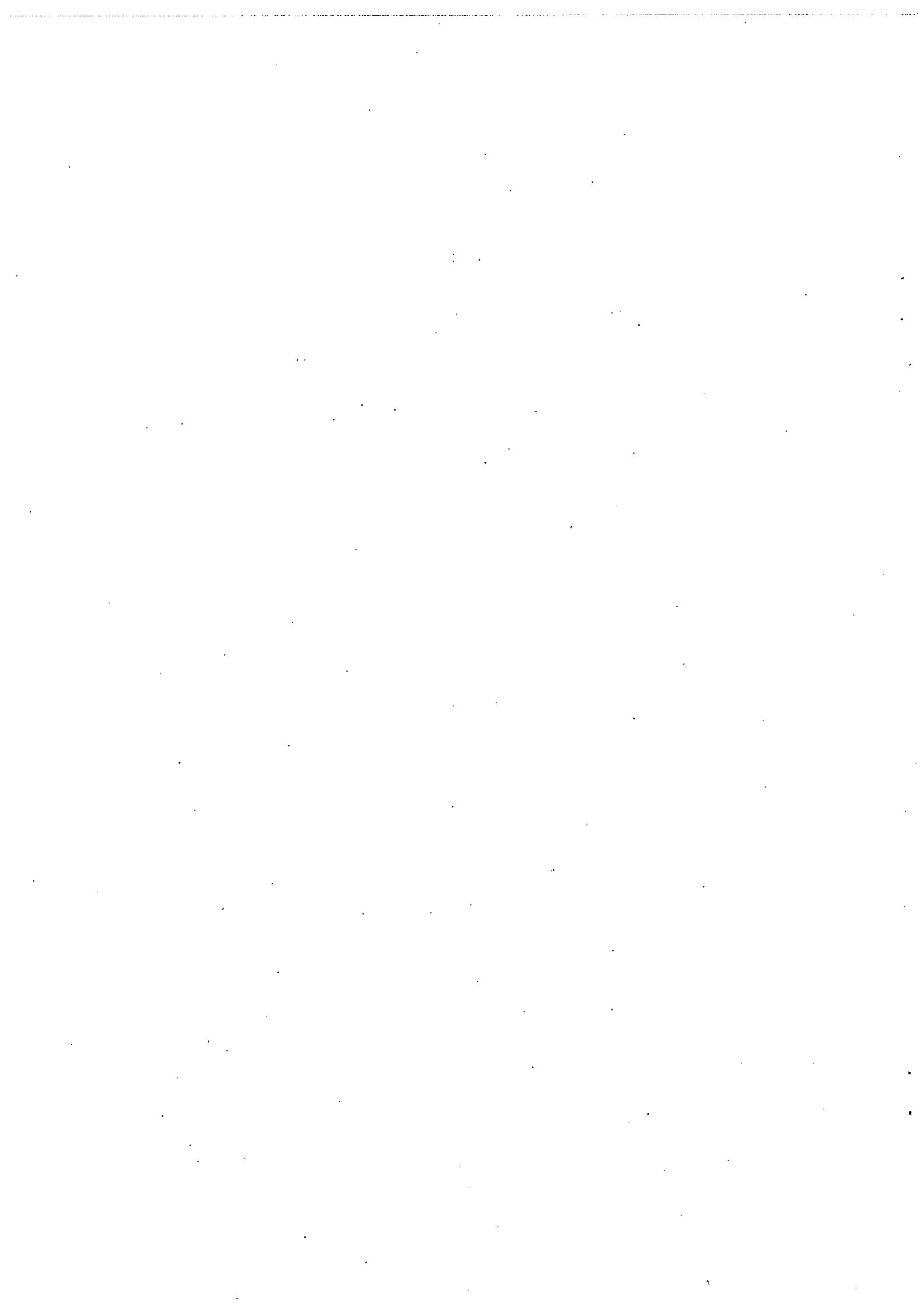
令和元年10月7日 常任委員会資料

別冊

第3期  
鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

(素案)

令和 年 月  
鳥 取 県



# 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期） 素案

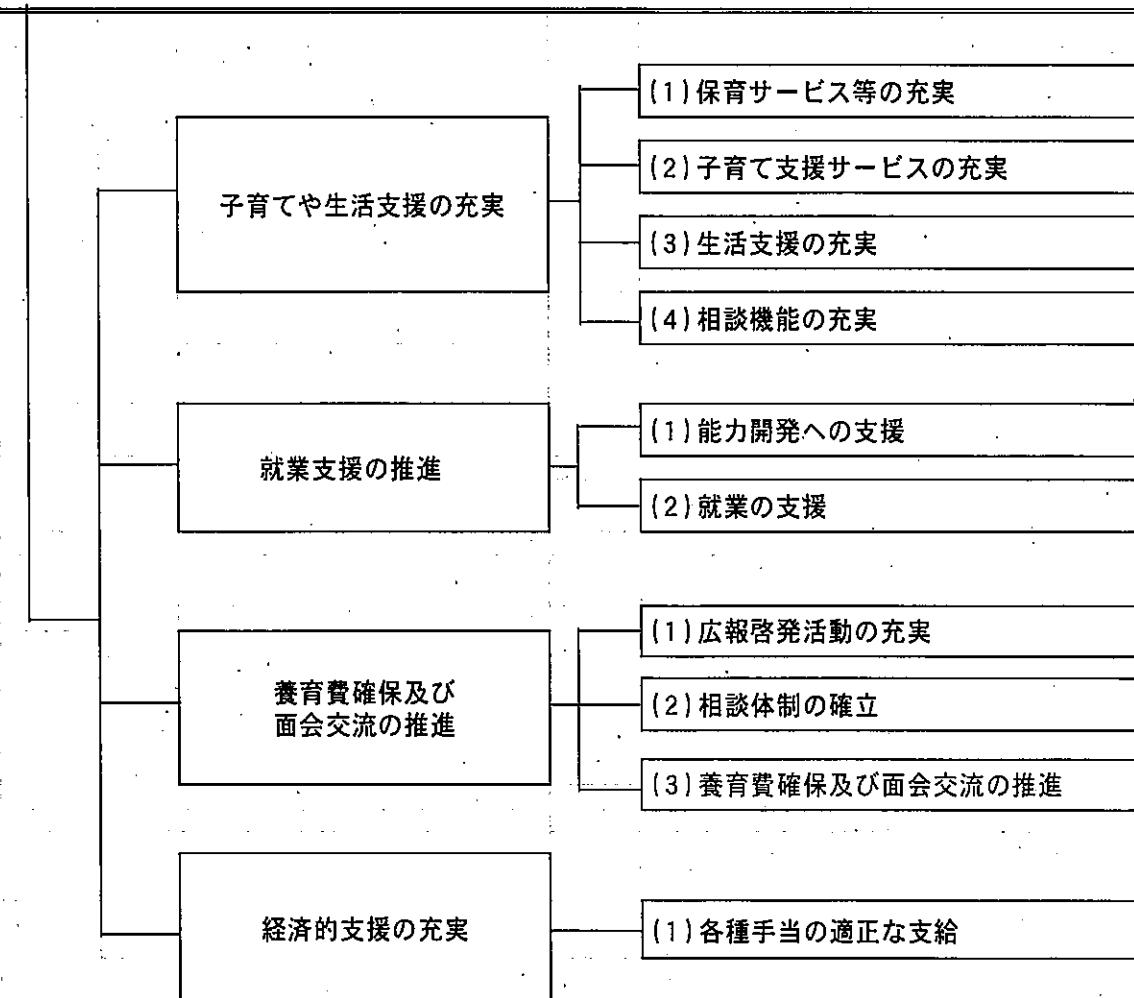
## 1 基本理念

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を發揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、貧困という問題を抱える家庭においては、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

## 2 計画の体系

### 【基本理念】

「ひとり親家庭等の自立した生活の確立と  
世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現する社会づくり」



### **3 基本目標と具体的な支援施策**

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活が営めるよう、次の4つの基本目標を柱として、きめ細やかな支援を展開します。

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3) 養育費の確保及び面会交流の推進
- (4) 経済的支援の充実

# 基本目標 1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

## 1 保育サービス等の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭の保育サービスに対するニーズは、親の就業形態等により様々ですが、安定した就業を得るためにには、保育サービスの充実が不可欠です。

県では、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育施策の推進を行ってきましたが、今後も、ひとり親家庭の様々な状況に応じた保育施策を推進する必要があります。

また、経済的に困難を抱えるひとり親家庭が多いことから、保育料等の軽減を図るなどの支援を講ずる必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) 多様な保育サービスの提供（実施主体：市町村）

仕事と子育ての両立を支援するため、地域の実情・ニーズを踏まえて様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、日曜祝日に保育を行う休日保育、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で預かる一時預かり、病気の子どもあるいは病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かる病児・病後児保育等の実施を促進します。

#### (2) 保育所優先入所の推進（実施主体：市町村）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第28条第1項及び第31条の8の規定に基づき、保育所入所に際して待機が生じている場合には、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所できるよう働きかけていきます。また、離婚等の直後であって、生活の激変を緩和する必要がある場合などは、特に配慮が必要です。

#### (3) 放課後児童クラブの充実及び減免の推進（実施主体：市町村）

地域の実情・ニーズを踏まえて放課後指導クラブの充実を推進するとともに、ひとり親家庭の所得状況等を勘案しながら、利用料の減免を働きかけていきます。

#### (4) 保育料等の負担軽減の推進（実施主体：市町村）

児童保育無償化に加え、第3子以降の児童や低所得世帯の保育料の軽減措置や中山間地域市町村における保育料の無償化等を実施し、保育料の軽減を推進します。

## 2 子育て支援サービスの充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、日々、子育てや就労に追われることで、地域から孤立してしまいがちな状況にあるため、親同士の交流や、様々な情報提供を積極的に行っていく必要があります。

また、保育の面においては、特に疾病や急用（残業や冠婚葬祭等）、家族の介護などの場合には、自分ひとりでは子どもの保育や世話をできなくなる場合もあるため、個々のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させる必要があります。

これまで、県では、親同士の交流や様々な子育てに関する相談を実施している地域子育て支援センターの設置を推進し、県内全市町村に設置が進んでいます。

また、一時的に保育サービスが必要となった場合のために、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業及びファミリー・サポート・センター事業の推進を実施してきたところ、事業を実施する市町村は増加している状況です。

一方で、ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習の意欲が低下したり、充分な教育を受けられず、進学ができないなどの不利益な影響を受ける可能性があります。ひとり親は、就業と家事を一人で担っていることから、児童の学習に関する機会が少なくなる場合や、経済的な事情等から学習塾に通わせることを躊躇する場合も少なくない状況にあります。これまで県では、ひとり親家庭の児童の学力や学習意欲の向上のための学習支援を推進してきたところであり、現在、ひとり親家庭の児童を対象に含む何らかの学習支援事業が県内全市町村で実施されています。しかし、事業を知らないひとり親家庭の割合が高く、また、送迎の負担などを理由に事業を利用していない家庭も多くみられます。引き続き事業の実施を推進するとともに、送迎支援等による負担の軽減を図る必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) ひとり親家庭の児童に対する学習支援事業（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の児童の学習意欲や学力が低下することの無いよう、市町村における学習支援員による学習支援の取組を推進します。

また、市町村や教育機関と連携して事業の周知を徹底するとともに、学習会場までの送迎支援を行い送迎負担を軽減するなど、ひとり親家庭の利用しやすい環境を整えます。

#### (2) 放課後や土曜日の教育活動の充実（実施主体：市町村）

児童の放課後や土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会の提供をします。

#### (3) 地域子育て支援センター事業の推進（実施主体：市町村）

保育所の施設や機能を地域へ開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援を行う地域子育て支援センター事業を実施するとともに、利用を促進します。

#### (4) ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施（実施主体：市町村）

地域の実情・ニーズを踏まえ、保護者の病気や仕事等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で預かるショートステイ・トワイライ

トステイ事業の実施を推進します。

・ショートステイ：児童を養育している家庭の保護者が病気になったり、仕事や育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で短期間預かる事業

・トワイライトステイ：保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業

#### (5) ファミリー・サポート・センター事業の実施（実施主体：市町村）

保護者の急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施を推進します。

また、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭が利用できるよう、利用料の減免について市町村に働きかけていきます。

#### (6) 子育て支援サービス情報等の提供（実施主体：県、市町村）

必要な子育て支援サービス等を利用しやすいよう、冊子やホームページ、メールマガジン、ツイッター等により情報提供を行います。

#### (7) スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実（実施主体：県、市町村）

児童が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制・支援体制の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカー等と連携し、学習支援事業や奨学金等の教育に関する支援施策を児童や保護者へ周知します。

### 3 生活支援の充実

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭等の生活支援としては、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、無料または低額の利用料で支援を受けられる日常生活支援事業を実施しています。急な派遣依頼等があった場合であっても、家庭生活支援員の派遣を行い、ひとり親家庭等が必要とする際にサービスを提供できるように、家庭生活支援員の養成や研修を実施して支援体制を整備・強化する必要があります。

また、住居等の面においては、自立生活に困難を抱える母子家庭に対して、母子生活支援施設を利用してすることで子育てや生活の自立が図られるよう支援を行っています。また、ひとり親家庭の公営住宅の優先入居や民間賃貸住宅における入居支援として、あんしん賃貸支援事業を実施し、住宅の確保策を図っています。

今後も、ひとり親家庭等が安心で安定した生活を営めるよう、住居等の生活面での支援を充実させることが必要です。

#### 【具体的取組】

##### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：県）

ひとり親等が技能習得のための通学をする場合などの自立促進のための理由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して、保育サービスや生活援助を行います。

また、急な依頼にも対応できるよう、母子父子寡婦福祉団体等と連携して家庭生活支援員の確保に努めるとともに、家庭生活支援員としての資質の向上を図るために研修を継続的に実施します。

#### (2) 母子生活支援施設での支援（実施主体：県、市町村）

離婚、その他の事情等により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子には、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活支援や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。

##### ※母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となっている母と児童の自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け、就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育援助を行う施設

#### (3) 公営住宅における優先入居の推進等（実施主体：県、市町村）

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭の優先入居を引き続き実施していきます。

また、地域の実情に応じた、市町村営住宅におけるひとり親家庭の優先入居制度の導入を市町村へ働きかけます。

#### (4) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進（実施主体：県、市町村）

民間賃貸住宅へのひとり親家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行うひとり親家庭も含む子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取り組みを推進します。

#### (5) ひとり親家庭等の生活支援（実施主体：県、団体）

地域から孤立しがちで子育てや家計管理等に悩みを抱えているひとり親家庭に対して、研修会の開催やふれあい交流事業等のひとり親家庭等の福祉に必要な各種事業を実施します。

また、ふれあい交流事業などの各種事業について、ひとり親家庭等に対する周知を図ります。

### 4 相談事業の充実

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭等への支援には、多様な相談事を抱えるひとり親家庭等を相談につなぎ、その状況・課題を把握・整理し、これらの支援メニューを適切に組み合わせて支援を行う総合的な相談支援が必要であり、この役割を果たすために、各福祉事務所に母子父子自立支援員を設置していますが、母子父子自立支援員を知らないひとり親家庭等が多い状況にあります。母子父子自立支援員が、生活や子育て、就労面等において様々な悩みを抱えるひとり親家庭等の総合的な相談支

援窓口として機能するよう、資質の向上を図って相談機能を強化するとともに、ひとり親家庭等の相談窓口として周知していく必要があります。

また、ひとり親家庭等に対する各種支援施策について、周知が行き届いていない状況にあるため、ホームページやスマートフォン等で閲覧できるサイトやメールマガジンなどの様々な手段を用いて、総合的な情報提供となるよう、支援施策の情報発信強化する必要があります。

更に、町村における福祉事務所の設置が進み、市町村に母子父子自立支援員の設置が進んだことから、ひとり親家庭等の相談機能等は市町村が担うようになってきています。そのことから、市町村におけるひとり親家庭等の支援施策を計画的、総合的に推進するためのひとり親家庭等自立促進計画を市町村においても策定し、支援施策を示すとともに、その実践に努めることが必要です。

#### 【具体的取組】

##### (1) 母子・父子自立支援員による相談事業の実施（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、各福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、関係行政機関や母子父子寡婦福祉団体等と連携しながら、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行います。

また、母子父子自立支援員の資質の向上のための研修を継続的に実施します。

##### (2) 相談者ニーズに合わせた休日、巡回相談、特別相談の実施（実施主体：県）

就労等により行政相談窓口が利用しにくい方などの相談に対応するため休日相談会や地域に出向く巡回相談を実施します。

また、専門的に解決を要する法律相談等に対応するため、法テラス等の専門窓口を周知するほか、特別相談を実施します。

##### (3) ひとり親家庭等福祉推進員による情報提供等の充実（実施主体：県、団体）

母子父子自立支援員と協力しながら、地域の身近な相談員として、ひとり親家庭等の相談支援を行います。

また、日頃、行政窓口が利用できないひとり親家庭等に対し、各種ひとり親家庭等の支援施策を周知するなど、必要な情報提供を行います。

##### (4) スマートフォンサイト等による情報提供（実施主体：県、団体）

紙媒体による情報提供のほか、スマートフォン等で必要なときに簡単に情報を入手できるよう、ホームページ、スマートフォンサイト及びメールマガジン等を活用して、各種支援策や相談窓口について分かりやすい情報提供を行います。

また、ホームページ等の周知を徹底し、利用促進に努めます。

##### (5) 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定の推進（実施主体：市町村）

各地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援施策の方向性を示した、市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画の策定を促進します。

##### (6) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施の推進（実施主体：市町村）

相談窓口としての機能を有する市町村において、個々のおかれた状況やニーズを把握し、ハローワークと連携しながら自立支援への具体的な支援メニューを組み合わせた自立支援プ

ログラムを策定し、自立後のフォローアップまでを一環して行う母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施を推進します。

## 基本目標2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

### 1 能力開発への支援

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭となると、環境の変化から、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれる場合があります。とりわけ、その児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業により生活の安定を図る必要があります。

ひとり親のほとんどは就業していますが、その雇用形態をみると、特に母子家庭の母において、臨時やパート勤務の割合が高く、不安定な雇用形態におかれています。

正職員としての就業が進まない理由のひとつとして、就業に結びつく専門的な資格や知識を持つていないことがあげられます。就業に結びつきやすい資格や技能の取得を促進し、正職員などの、より条件の良い仕事に就くことができるよう支援するとともに、資格取得のための修業期間中の生活の安定を図る必要があります。

#### 【具体的取組】

##### (1) ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施

###### ア 自立支援教育訓練給付金（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親が就業に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練講座を受講したひとり親に対して、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給し、受講経費の負担を軽減します。

###### イ 高等職業訓練促進給付金等の支給

（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村、市町村）

ひとり親が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合（1年以上養成機関で修業する場合）に、修業期間中に高等職業訓練促進給付金を、また修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給し、資格取得に必要な就業期間中の生活の安定を図ります。

###### ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

最終学歴が中学卒であるひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、

高等学校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給します。

(2) 資格取得のための奨学金制度の充実（実施主体：県）

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

(3) 就業支援講習会の実施（実施主体：県）

就職後の離職防止や就業準備を支援するため、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい技能習得のための就業支援講習会を実施します。

また、ひとり親が安心して受講できるよう、夜間や休日等に講習会を実施するほか、講習会場等において託児サービスを実施します。

(4) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施（実施主体：国、県）

就労経験に乏しく長期間就労していないひとり親等の自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するなど、ハローワークと連携して職業訓練受講機会の拡充に努めます。

訓練科目については、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目的設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めます。

また、職業訓練受講中の託児サービスの提供や、短時間訓練コースの設定など子育てを行うひとり親家庭であっても訓練を受講しやすい体制を整えます。

(5) 技能習得期間中の生活資金の貸付け（実施主体：県）

ひとり親家庭自立支援給付金事業など他制度との調整を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

また、公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のため、母子父子寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の貸付けを行います。

## 2 就業の支援

### 【現状と課題】

ひとり親等は、様々な事情を抱えているため、就業に対するニーズもその人ごとに異なっています。個々のひとり親の置かれている状況等に応じた、きめ細やかな就業支援が求められています。

就業に関する悩みも様々であるため、個々のニーズにあった就業相談体制を整えるとともに、ハローワークと連携し、ひとり親それぞれの状況に応じた計画的・効果的な就業支援や就業あっせんを行うことが必要です。

また、円滑な求職活動と就業後の定着のためには、ひとり親が子育てと仕事をひとりで担っていることの事業主の理解を深め、子育てと仕事が両立できる働き方への支援も求められます。

ひとり親等の雇用に関する啓発活動や情報提供を積極的に実施し、事業主の理解を得ることが必要です。

### 【具体的取組】

(1) 母子父子自立支援員による就業相談（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

母子父子自立支援員は、ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員やひとり親家庭福祉推進員等との連携により、ひとり親家庭等の個々の状況やニーズを把握し、自立にむけた就業に関する助言を行います。

また、ハローワーク・県立ハローワークと連携して、職業紹介や職業訓練・各種給付金等の情報提供を行います。

(2) ハローワーク等と連携した就業支援（実施主体：国、県、市町村）

母子父子自立支援員は、ハローワーク・県立ハローワークの職業相談・職業紹介と連携し、就業を支援します。各ハローワークに設置してある子ども連れて来所しやすい環境が整備されたマザーズサロン・マザーズコーナーや、就職が困難なひとり親をハローワーク等の紹介により継続して雇用する事業者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について周知を行います。

また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進します。

(3) ひとり親等が事業を開始する際の支援（実施主体：県）

事業を開始する際の支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けに努めます。

(4) ひとり親等の雇用に関する啓発活動（実施主体：県、市町村）

事業主に対して、ひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供をハローワーク等の関係機関や団体と連携して行います。

また、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、ひとり親家庭等への人権問題解消への取組を進めています。

## **基本目標3 養育費の確保及び面会交流の推進**

養育費については、ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、国の養育費・面会交流相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発や相談支援を行います。

また、養育費の確保と併せて、ひとり親家庭の児童の健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流についても取り決めや実施促進に関する啓発等を行います。

面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることから、養育費相談とは異なる専門性が必要です。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決めや実施が適切になれるよう、関係機関等と連携して啓発や相談支援を実施するとともに、相談にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図ります。

### **1 広報啓発活動の充実**

#### **【現状と課題】**

両親の児童に対する養育の責務は離婚により変わるものではなく、養育費の支払いは親としての当然の義務ですが、実際に離婚した夫婦において、養育費の取り決め状況は低迷しており、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因ともなっています。

養育費については、「母子及び寡婦福祉法」の改正（平成15年4月施行）において、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないことが規定されました。

また、平成23年の民法の一部改正（平成24年4月施行）により、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先しなければならないことが民法に明記されました。しかし、法的な拘束力が無いため、依然として養育費や面会交流について、取り決めや実施が進んでいない状況です。

養育費や面会交流は、児童の健やかな成長にとって重要なものであることから、養育費や面会交流の取り決めや取得・実施促進に関する啓発を継続して行うことが必要です。

#### **【具体的取組】**

##### **(1) 広報啓発活動の推進**

児童の健やかな成長にとっての養育費や面会交流の重要性についての理解を広げ、実施を促進する社会的機運を高めるため、国や市町村と連携して、広報媒体を通じて継続した広報・啓発活動に取り組みます。

また、離婚前後の親に対し、養育費等の重要性に関する当事者意識を高め、取り決めを促

すため、市町村と連携し、離婚前後の父母等に対する情報提供を行います。

## 2 相談体制の確立

### 【現状と課題】

離婚の際やその後に、児童の養育費や面会交流について、誰にも相談していないひとり親家庭が多い状況にあります。

そのため、まずは養育費や面会交流についての相談窓口の周知を図り、取決めや履行の促進のための相談を促していく必要があります。

ただし、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることから、支援員においては養育費相談とは異なる専門性を身につけることが必要となるため、支援員を対象とした研修会を実施して資質向上に努める必要があります。

また、高度な法知識を要する相談については、弁護士等の相談を利用するなど、ひとり親からの相談に対応できる機能の強化を図る必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) 母子父子自立支援員による相談機能の強化（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親家庭から養育費や面会交流に関する相談があった際に適切に相談支援が行えるよう、母子父子自立支援員を対象とした研修会を継続的に実施し、また、国の作成した合意書の参考書式等、具体的に相談対応時に活用できる情報を共有し、支援員の相談機能の強化を図ります。

#### (2) 弁護士等による相談事業の実施（実施主体：県）

養育費及び面会交流の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、高度な法知識を要する相談について、弁護士等による専門相談を実施する。実施にあたっては、法的な相談に対する敷居の高さを解消し、電話相談等の相談をしやすい体制を整えるよう努めます。

#### (3) 養育費相談支援センターとの連携・情報提供の推進（実施主体：国、県、市町村）

養育費・面会交流相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して、養育費の取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど情報提供を行う。

## 3 養育費確保及び面会交流の推進

### 【現状と課題】

養育費は、子どもを監護・教育するために必要な費用であり、平成23年の民法改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として面会交流及び養育費の分担が明文化されました。また、母子父子寡婦福祉法においては、扶養義務の履行が規定され、養育費支払いの責務等が明記されています。

また、離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会うことや、電話

や手紙で定期的継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義であるとされており、別居親にとっても子どもの交流は養育費を支払う意欲にもつながるといわれています。

しかしながら、養育費や面会交流に関する取り決めや実施は進んでおらず、また、養育費に関する取り決めでは法的拘束力のない口頭での取り決めも多くなっています。

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの養育環境を整えるため、養育費や面会交流に関する取り決めを推進し、養育費の受け取りや面会交流の実施を支援する必要があります。

#### 【具体的取組】

##### (1) 養育費の取り決めの推進（実施主体：県、市町村）

市町村と連携し、離婚届配布時に国の示す合意書の参考書式をあわせて配布するなどし、養育費の取り決めの必要性と手続きについて周知し、養育費の取り決めを推進します。

##### (2) 面会交流の実施の推進（実施主体：県）

養育費支援相談センターと連携し、面会交流の取り決め方や実施についての悩みを抱えている父母に対して相談支援を行います。

また、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合や、離婚時の様々な状況で面会交流の実施を望んでいない場合もあることを踏まえ、父母等の心理面にも配慮しながら、子の立場にたった面会交流の意義や必要性への理解を促すとともに、安心安全に面会交流が実施できるよう支援する取組を推進します。

## 基本目標 4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図ります。

また、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

### 1 各種手当の適切な支給

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭等は経済的な基盤が弱く、生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られます。

ひとり親家庭に対する経済的支援の柱である児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭になった直後の生活激変期に対応するものとして有効な支援です。

また、様々な使途に応じた母子父子寡婦福祉資金の貸付けはひとり親家庭等の自立に重要なものであることから、適正な貸付けを行う必要があります。

更に、児童扶養手当や貸付事業のほかにも、様々な事情を抱えるひとり親家庭を支援するため、医療費助成をはじめとした各種助成の推進や、保育サービス等の利用料の減免について推進し、適切に実施することが必要です。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）に基づき、貧困という問題を抱える家庭においては、その貧困が世代を超えて連鎖することの無いよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

これらの各種経済的支援策について、これまで児童扶養手当担当窓口などのリーフレットの配布やホームページ等での周知を行ってきましたが、知らない人の割合が依然として多い状況にあります。支援を必要としている人に情報が行き届くよう周知を強化する必要があります。

#### 【具体的取組】

##### （1）児童扶養手当の支給（実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村）

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。

また、市町村の児童扶養手当や離婚届の窓口担当課と協力・連携し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行います。

##### （2）母子父子寡婦福祉資金の貸付け（実施主体：県）

就業・就学に向けたひとり親家庭自立支援給付金事業や奨学金制度など他制度との連携を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けを行います。

##### （3）ひとり親家庭医療費助成の実施（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

(4) ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の児童が小学校及び中学校に入学する際に、入学支度金を支給します。

(5) 災害遺児手当の支給（実施主体：市町村）

養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、また障がいの状態にある災害遺児の健全な育成を図り、その福祉を増進するため、災害遺児手当を支給します

(6) 教育費に要する支援

ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助（実施主体：市町村）

経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助します。

イ 高等学校等就学支援金の支給（実施主体：県）

高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。

ウ 高校生等奨学給付金の支給（実施主体：県）

授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。

エ 鳥取県育英奨学資金の貸付け（実施主体：県）

経済的理由で就学を断念しないよう、生活困窮世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行います。

オ （再掲）資格取得のための奨学金制度の充実（実施主体：県）

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

(7) 各種保育サービスの利用料の減免の推進

各種保育サービス等について、ひとり親家庭の所得状況を勘案しながら、利用料の減免策を推進します。

(8) 各種支援施策の周知の徹底

各種経済的支援施策について、ひとり親家庭に対する周知が不十分な状況であるため、母子父子自立支援員などのひとり親家庭支援の担当窓口はもちろん、離婚届の窓口等においても積極的に支援施策の周知を図るよう、市町村と連携を図りながら周知の強化に努めます。

また、様々なひとり親家庭支援施策や相談窓口などを紹介している、スマートフォンにも対応した「ひとり親支援サイト」についての周知を強化するとともに、必要な情報にたどり着きやすい構成の工夫をするなどにより、一層のサイトの活用を図ります。

